

民生常任委員会 審査順序

○ 付託議案等について

議案第 74 号 令和元年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

| 款 | 項 | 摘 要 |
|----------------------|-----------|--------------------------------------|
| 第 1 条の歳出中 2 款 総務費 | 1 項 総務管理費 | 3 目25節社会福祉基金積立金、防災対策基金積立金、こども未来基金積立金 |
| 3 款 民生費 | 全部 | |
| 4 款 衛生費 | 全部 | |
| | | |

議案第 75 号 令和元年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第 79 号 八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 80 号 八戸市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 81 号 八戸市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 82 号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 83 号 八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○ 委員派遣について

[民生協議会]

○ 所管事項の報告について

- 1 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業外構工事請負契約の締結について
- 2 八戸市斎場火葬炉等整備工事請負契約の締結について

八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」が一部改正されたことに伴い、当市においても家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正し、連携施設の確保及び食事の提供に係る基準を緩和するためのもの。

2 改正の内容

(1) 連携施設の確保について

① 代替保育の提供先（第 6 条に第 2 項及び第 3 項を追加）

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| 代替保育の提供先を保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）に限定。 | 連携施設の確保が困難な場合、一定の要件のもと次の事業者からの確保も認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業 A 型、B 型 ・事業所内保育事業 |

② 卒園後の受け皿の設定（第 6 条に第 4 項及び第 5 項を、第 45 条に第 2 項を追加）

| 改正前 | 改正後 |
|---------------------|--|
| 卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が 20 人以上である次の事業所等からの確保も認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設 ○ 保育所型事業所内保育事業所については、恒常的に満 3 歳以上の児童を受け入れているなど、市が認める場合、卒園後の受け皿については確保を求めない。 |

③ 連携施設に係る経過措置（附則第 3 条を改正）

| 改正前 | 改正後 |
|---|------------------------|
| 連携施設の確保が困難な場合、制度施行から 5 年間は、連携施設の確保をしないことができる。 | 経過措置を 5 年から 10 年に延長する。 |

(2) 食事の提供について

① 食事の提供について（第 16 条第 2 項に第 3 号を追加）

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| 園児に対する食事については、自園調理が原則であるが、次のとおり外部搬入も認める。 <ul style="list-style-type: none">・ 連携施設・ 同一法人又は関連法人が運営する小規模保育事業等 | 家庭的保育事業に限り、左記に加え、保育所等に食事の搬入を行い、乳幼児にアレルギー対応等の配慮を行うことができると市が認める者からの外部搬入も認める。 |

② 食事の提供に係る経過措置（附則第 2 条に第 2 項を追加）

| 改正前 | 改正後 |
|--|-----------------------------------|
| 新制度移行前から保育事業を行う者が新制度移行後に家庭的保育事業等の認可を得た場合、制度施行から 5 年間は、調理員の配置及び調理室又は調理設備の設置を要しない。 | 家庭的保育事業に限り、経過措置を 5 年から 10 年に延長する。 |

3 施行期日

公布の日

議案第82号 八戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の減額に係る基準を緩和し、その他所要の改正を行うためのものである。

2. 主な改正内容

(1) 課税限度額の引き上げ（第3条関係）

国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円（現行：58万円）に引き上げる。

| 令和元年度 国民健康保険税 | | 基礎課税額 (医療分) | 後期高齢者 支援金等課税額 | 介護納付金課税額 (40歳以上65歳未満) |
|-----------------------|---------------|----------------|------------------|--------------------------|
| 所得割額 | 課税標準額×税率 | 8.0% | 2.4% | 2.3% |
| 均等割額 | 被保険者 1人あたり | 23,000円 | 7,000円 | 8,000円 |
| 平等割額 | 1世帯あたり | 25,000円 | 8,000円 | 9,000円 |
| 課税限度額 (世帯の1年間の上限額) | | 61万円 | 19万円 | 16万円 |

(2) 減額に係る基準の緩和（第24条関係）

保険税（均等割額及び平等割額）の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者数に乗すべき金額を次のとおり引き上げ、基準を緩和する。

| 軽減割合 | 軽減判定所得 | |
|------|----------------------|--------------------|
| | 現 行 | 改 正 後 |
| 7割 | 33万円以下 | ※改正なし |
| 5割 | 33万円+27万5千円×被保険者数 以下 | 33万円+28万円×被保険者数 以下 |
| 2割 | 33万円+50万円×被保険者数 以下 | 33万円+51万円×被保険者数 以下 |

3. 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日から施行する。
- (2) 改正後の条例の規定は、令和元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

八戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を改定するとともに、減額賦課の対象者を拡大し、その保険料率を定めるためのものである。

2 改正の内容

公費による低所得者対策として、第1段階から第3段階の保険料率を下表のとおり引き下げるものである。

| 段階 | 対象者 | 保険料基準額に対する割合（年額） | |
|--------|---|---------------------|----------------------|
| | | 平成 30 年 4 月～ | 平成 31 年 4 月～ |
| 第 1 段階 | ・生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円以下の者 | 0.45 (34,020 円) | 0.375 (28,350 円) |
| 第 2 段階 | ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の者 | 0.70 (52,920 円) | 0.60 (45,360 円) |
| 第 3 段階 | ・世帯全員が市民税非課税かつ本人の年金収入等が 120 万円超の者 | 0.725 (54,810 円) | 0.7125 (53,865 円) |

3 施行期日

公布日から施行し、令和元年度保険料から適用する。

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業外構工事請負契約の締結について

- (1) 工事名 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業外構工事
- (2) 工事場所 八戸市田向三丁目6番地内
- (3) 工事概要 総合保健センターの外構工事一式 12,680㎡程度
舗装工事、雨水排水工事、敷地造成工事、植栽工事、囲障工事、解体工事
- (4) 工事期間 契約締結の翌日から360日間
- (5) 契約額 253,000,000円 (うち消費税及び地方消費税の額23,000,000円)
- (6) 契約者 寺下・高橋・東邦・大館特定建設工事共同企業体
〈代表者〉八戸市大字長苗代字上中坪36番地1
寺下建設株式会社
代表取締役 寺下 一之
〈構成員〉八戸市小中野八丁目3番4号
株式会社 高橋工務店
代表取締役 高橋 勢治
〈構成員〉八戸市小中野八丁目12番20号
東邦建設株式会社
代表取締役 佐々木 共子
〈構成員〉八戸市城下三丁目10番6号
大館建設工業株式会社
代表取締役社長 大館 修一

八戸市斎場火葬炉等整備工事請負契約の締結について

1 工事名

八戸市斎場火葬炉等整備工事

2 工事場所

八戸市大字十日市字姥岩4番地

3 工事概要

- ・火葬炉設備（1～5号）更新工事
- ・告別室、収骨室、待合ホール、待合室、霊安室、トイレ、出入口改修工事
- ・外構舗装工事
- ・受変電設備改修工事

4 工事期間

契約締結の翌日から令和2年3月25日まで

5 契約額

583,000,000円（うち消費税及び地方消費税の額 53,000,000円）

6 契約者

富山県富山市奥田新町12番3号

株式会社 宮本工業所

代表取締役 宮本 芳樹